

第14回議会・行政部会（さいたま市自治基本条例検討委員会）

次 第

平成22年12月21日（火）午後6時45分～
さいたま市役所地下1階第2会議室

1 開 会

2 議題

（1）自治基本条例について（各テーマの検討）

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見

- 自治基本条例検討委員会を傍聴し、「地方自治は民主主義の学校である」という言葉を想起しました。
- 1 委員から出された提案に、「自治基本条例が「市の最高規範」であることをうたうべきで、最高規範とは、他の条例の整合性を図ること」等とありましたが、次のどちらなのか疑問に思いました。
- ①「基本条例は他の条例との整合性を図ること」
→既存の条例との整合性を図り、最高規範性は、新規の条例を制定する際に適用される。
- ②「他の条例は基本条例との整合性を図ること」
→最高規範として、新規の条例制定はもとより、既存の条例の改廃にも適用される。
- 2 「報道機関が議会・行政の活動を報道しなければ、市民の無関心はより一層広がる。市民が無関心になればなるほど、報道機関も報道しなくなり、悪循環に陥る。これは、市民自治にとって、最大の脅威ではないか？」(第12回議会・行政部会参考資料1「市民から寄せられた意見」)について(提案)
- ・ 報道各社に、自治基本条例検討委員会を傍聴・取材するよう働きかけを強めてみてはどうか。国会・国政の報道と比べ、自治体議会・行政の報道は極めて少ない。
 - ・ 行政・議会からの広報紙やHP情報とは別に、市政資料室・市議会図書室の充実と開放を要望します。

(1名の市民からの意見)

○自治基本条例「市民」の定義に反対します

さいたま市にも「市民投票条例」のような案が出ていることを知り驚くとともに不安を抱いています。

議会を経ずに住民投票が実施でき、それも外国人にも投票権を認める理由は何なのか。外国人の意見を聞きたいなら、市に専用窓口を作れば済むことです。

このような重大案件は、一部の市民団体とだけでなくもっと大々的に、平日、傍聴する時間のない大半の納税者にも広報し、広く意見を求めるべきです。

外国籍のままの方に、住民投票権を付与することに断固反対します。

このような事実上の「外国人の地方参政権」には、埼玉県知事からも県議会からも、また全国規模で反対決議が出ています。

間違った判断をされないよう、お願いします。

(1名の市民からの意見)